



30 小国第45号
平成30年4月27日

小郡三井医師会
会長 白石恒明様

小郡市長 加地良光
(保健福祉部 国保年金課)



小郡市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
委員の推薦について（依頼）

弊市の国民健康保険事業については、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、小郡市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の任期が、平成30年5月31日で満了いたします。保険医又は保険薬剤師を代表する委員として、貴医師会から委員の推薦をいただきますようお願いいたします。

ご多忙中とは存じますが、よろしくお願いします。

記

1 根拠法

国民健康保険法第11条及び同法施行令第3条

2 任期

平成30年6月1日から平成33年5月31日まで

3 委員数

1名

※国民健康保険法施行令の改正に伴い、小郡市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の任期が、従来の「2年」から「3年」に変更されておりますので申し添えます。

※本市では男女共同参画推進条例に基づき、第2次小郡市男女共同参画計画の中で「審議会等委員に占める女性の割合 36.0%以上」という目標を掲げています。つきましては女性の委員の推薦について、可能な範囲でご協力をお願いします。

平成29年度 小郡市国民健康保険運営協議会

○第1回小郡市国民健康保険運営協議会(平成29年8月23日)

- ・平成28年度小郡市国民健康保険事業特別会計の決算状況について
- ・その他 ①国民健康保険の制度改正について
②福岡県国民健康保険運営協議会決定事項について

○第2回小郡市国民健康保険運営協議会(平成30年1月24日)

- ・平成30年度小郡市国民健康保険税率等について(諮問)
- ・その他 ①今後の国民健康保険運営協議会(日程)について
②第2期データヘルス計画の見直しについて

○第3回小郡市国民健康保険運営協議会(平成30年2月14日)

- ・平成30年度小郡市国民健康保険税率等について(答申)
- ・小郡市国民健康保険条例及び小郡市国民健康保険税条例の一部改正について
- ・その他 ①平成30年度小郡市国民健康保険事業特別会計予算(案)について
②第2期データヘルス計画(案)について

小郡市国民健康保険運営協議会

国民健康保険法(抜粋)

第11条

3 法第11条2項に定める協議会(以下「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令(抜粋)

第3条 国民健康保険運営協議会(第5条第1項及び附則第1条の2において「協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

第4条 **委員の任期は、三年とする。**ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

附則

第1条の2 協議会は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

小郡市国民健康保険条例(抜粋)

第1章 市が行う国民健康保険の事務

(市が行う国民健康保険の事務)

第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 小郡市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

(小郡市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)

第2条 小郡市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 被保険者を代表する委員 3人

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人

(3) 公益を代表する委員 3人

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

○小郡市国民健康保険運営協議会規則

昭和30年3月31日
規則第5号

- 第1条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による小郡市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、政令又は小郡市国民健康保険条例(昭和34年小郡町条例第85号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則による。
- 第2条 協議会は、条例第2条の委員定数の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 第3条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員定数の2分の1以上のものから招集の請求があった場合は、協議会を開かなければならない。
- 2 会長は、協議会を招集するときは、市長に通知しなければならない。
- 第4条 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第5条 協議会の議長は、会長が当たり議事を整理し、協議会の事務を総理する。
- 第6条 協議会は、被保険者その他利害関係者の出席を求め、説明させることができる。
- 第7条 会長は、職務遂行上必要な資料を市長に要求することができる。
- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、これを提出しなければならない。
- 第8条 議長は、協議会の書記をして会議録を調製し、会長の指名する出席委員が署名しなければならない。
- 第9条 委員が辞職しようとするときは、市長に届け出なければならない。
- 2 会長がその職をやめようとするときは、協議会の承認を得なければならない。
- 第10条 協議会は、特別の事由のない限り、年1回以上又は諮問のあった都度協議会を開かなければならない。

(平20規則14・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

附 則(昭和47年3月31日規則第80号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年4月18日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(平成3年6月28日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成20年6月25日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

平成30年 月 日

小郡市長 加 地 良 光 殿

推薦者名

小郡市国民健康保険運営協議会委員の推薦について

標記の件について、下記の者を運営協議会委員として推薦します。

記

氏 名	生年月日	住 所	電話番号

※ 任 期

平成30年6月1日から平成33年5月31日まで

※国民健康保険法施行令の改正に伴い、小郡市国民健康保険運営協議会の委員の任期が、従来の「2年」から「3年」に変更されております。